



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

東京都台東区駒形 2 丁目 4 番 5 号
株式会社八ピネット
コード番号 7552 東証第 1 部
代 表 者 代表取締役
苗手 一彦
問合せ先 常務執行役員最高財務責任者
浅津 英男
(TEL 03 - 3847 - 0521)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、平成 18 年 6 月 16 日開催予定の第 38 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 当社の事業の現状に即し事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業の多様化に備えて、現行定款第 2 条（目的）を変更するものであります。
- (2) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 4 条（機関）を新設するものであります。

会社法第 939 条の規定に従い、より効果的で経済的な情報開示であるこの方式を採用するため、現行定款第 4 条を第 5 条（公告方法）に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるために、第 9 条（株券の発行）を新設するものであります。

会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 11 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

会社法第 301 条の規定に従い、株主の皆様の利便性を高めるために、第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 28 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 40 条第 2 項（監査役の実任免除）を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社ハピネットと称し、英訳名をHAPPINET CORPORATIONとする。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>玩具、遊戯用具、スポーツ用品の企画および販売</u> 2. <u>コンピュータゲーム機器の販売およびソフトウェアの企画、開発、制作ならびに販売</u> 3. <u>育児用品、小児用品の企画、製造および販売</u> 4. <u>老人介護用品の企画、製造および販売</u> 5. <u>家具、文房具、事務用機器の企画、製造および販売</u> 6. <u>装身具、室内装飾品の企画、製造および販売</u> 7. <u>和洋菓子類、飲料水、その他食料品の販売</u> 8. <u>図書、雑誌、その他印刷物の企画、出版および販売</u> 9. <u>ビデオテープ、ビデオディスク等の音楽および映像を録音、録画した商品の企画、製造および販売</u> 10. <u>家庭用電気製品、家庭用教育機器の企画、製造および販売</u> 11. <u>日用雑貨の企画および販売</u> 12. <u>化粧品の企画、製造および販売</u> 13. <u>コンピュータおよびその周辺機器・情報通信機器の製造、賃貸およびソフトウェアの企画、開発、制作、販売ならびにその利用技術に関する研修およびコンサルティング</u> 14. <u>紳士、婦人、子供服の企画、製造および販売</u> 15. <u>遊戯機器の企画、製造、販売および賃貸</u> 16. <u>医薬品、医薬部外品、医療用具の企画、製造および販売</u> 17. <u>電気機器の部品、自動車部品の企画、製造および販売</u> 18. <u>履物、時計の企画、製造および販売</u> 	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社ハピネットと称し、英文では、<u>HAPPINET CORPORATIONと表示する。</u></p> <p>(目 的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>玩具、遊戯用具、スポーツ用品の企画、製造および販売</u> 2. <u>日用雑貨品、衣料品、装身具、履物、時計、室内装飾品の企画、製造および販売</u> 3. <u>家具、文房具、事務用機器、教育機器の企画、製造および販売</u> 4. <u>家庭用電気製品、電気機器の部品、自動車部品の企画、製造および販売</u> 5. <u>育児用品、小児用品、老人介護用品の企画、製造および販売</u> 6. <u>医薬品、医薬部外品、医療用具、化粧品の企画、製造および販売</u> 7. <u>菓子、飲料水、その他食料品の企画、製造および販売</u> 8. <u>コンピュータゲーム機器、コンピュータおよびその周辺機器、情報通信器具のソフトウェアおよびハードウェアの企画、製造、販売、賃貸およびその利用技術に関する研修・コンサルティング</u> 9. <u>電子機械および装置、電子技術ロボットならびにマイクロコンピュータの設計、製造、販売および賃貸</u> 10. <u>コンピュータ・システムの開発、設計、製作、販売、賃貸および管理</u> 11. <u>映像・音楽・音声のソフトウェア(フィルム、ディスクおよびテープ)の企画、制作、製造、販売、賃借、放送、上映、配給およびこれらの仲介、代理</u> 12. <u>映像・音楽・音声のマスターテープ企画および制作、音楽著作物の利用の開発ならびに音楽著作権の管理</u> 13. <u>図書、雑誌、楽譜その他印刷物の企画、出版および販売</u> 14. <u>遊戯機器、自動販売機の企画、製造、販売および賃貸</u> 15. <u>前各号に定める商品の輸出入および販売店の経営</u> 16. <u>通信販売業</u> 17. <u>インターネットを利用した通信販売業、ショッピングモールの運営、広告宣伝業務</u> 18. <u>情報処理サービス業および情報提供サービス業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>19. <u>上記各号に定める商品の輸出入</u></p> <p>20. <u>遊戯場の経営</u></p> <p>21. <u>飲食店の経営</u></p> <p>22. <u>店舗の企画、設計および施工</u></p> <p>23. <u>通信販売業</u></p> <p>24. <u>情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業</u></p> <p>25. <u>各種放送番組、コマーシャルの企画、制作、販売</u></p> <p>26. <u>貨物運送取扱業</u></p> <p>27. <u>倉庫業</u></p> <p>28. <u>不動産の保有、賃貸、売買、仲介および管理業</u></p> <p>29. <u>映画、演劇、演芸、音楽等の催物の企画、制作、興行およびチケットの販売</u></p> <p>30. <u>テレビゲーム、玩具、文房具、日用品雑貨ならびに映像・音楽ソフトウェア等の販売店の経営</u></p> <p>31. <u>電話、電子メール等の受発信業務代行</u></p> <p>32. <u>経営に関するコンサルタント業務</u></p> <p>33. <u>各種イベント、講演会、セミナー等の企画および運営</u></p> <p>34. <u>損害保険の代理業</u></p> <p>35. <u>生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>36. <u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権および著作権の無体財産権の取得、使用許諾、管理および売買</u></p> <p>37. <u>文書の作成・発送・受付業務、給与計算業務、出納・会計帳簿作成業務、支払代金の請求業務、集金業務、資産管理業務の代行</u></p> <p>38. <u>金銭の貸付</u></p> <p>39. <u>前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都台東区に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>19. <u>各種放送番組、コマーシャルの企画、制作および販売</u></p> <p>20. <u>遊戯場、飲食店、映画館、劇場、録音・録画スタジオ、駐車場の経営</u></p> <p>21. <u>店舗の企画、設計および施工</u></p> <p>22. <u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権および著作権等無体財産権の取得、使用許諾、管理および売買</u></p> <p>23. <u>映画・演劇・演芸・音楽・講演会・セミナー等の企画および興行ならびに各種催物チケットの販売およびこれに関する情報の提供・仲介</u></p> <p>24. <u>貨物運送取扱業および倉庫業</u></p> <p>25. <u>物流センターの管理・運営および物流業務の受託</u></p> <p>26. <u>不動産の保有、賃貸、売買、仲介および管理業</u></p> <p>27. <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>28. <u>クレジットカード会員募集の仲介業務</u></p> <p>29. <u>電話・電子メールの受発信業務、文書の作成・発送・受付業務、給与計算業務、出納・会計帳簿作成業務、支払代金の請求業務、集金業務、資産管理業務の代行</u></p> <p>30. <u>経営に関するコンサルタント業務</u></p> <p>31. <u>金銭の貸付</u></p> <p>32. <u>前各号に附帯する一切の事業</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(同左)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、次の機関を置く。</u></p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、32,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>(1単元の株式の数に満たない株式に係わる株券) 第8条 当社は1単元の数に満たない株式に係わる株券を発行しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すよう当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人) 第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、32,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(株券の発行) 第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元未満株券の不発行) 第10条 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>(単元未満株式の売渡請求) 第12条 当社の単元未満株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎決算期における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にその都度招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づきあらかじめ取締役会が定める代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第14条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡請求その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 (同左)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第16条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第17条 (同左)</p> <p>2. 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに、代理権を証する書面を提出することを要する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、3名以上とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、就任後1年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当会社は取締役会の決議により代表取締役を選任する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会規程に定めた順序による取締役が招集し議長となる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに、代理権を証する書面を提出することを要する。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 (同左)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会規程に定めた順序による取締役が招集し議長となる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 (同左)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第26条 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、商法第266条第19項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数) 第28条 当社の監査役は3名以上とする。</p> <p>(監査役の選任) 第29条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第31条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第32条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をした場合は、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規程) 第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数) 第32条 当社の監査役は、<u>3名以上とする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第33条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第35条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第36条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期日) 第37条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期日とする。</u></p> <p>(利益配当金の支払) 第38条 利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、株主総会の決議によりこれを支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当の支払) 第39条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という。)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第40条 利益配当金および中間配当金が、<u>支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(監査役会の決議方法) 第37条 (同左)</p> <p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当) 第42条 当社は、<u>株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当」という。)を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第43条 <u>期末配当金および中間配当金については、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>未払の期末配当金および中間配当金には、利息を付けない。</u></p>

以 上